

合併協定書修正案

協定項目		記載事項		変更内容 (該当箇所を左欄で下線表示)	変更理由	所管	
番号	名称	4市町協議	釧路市・阿寒町・音別町協議			小委員会 (4市町協議時)	専門部会
6	議会の議員の定数及び任期等の取扱い	<p>4市町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成19年4月30日まで(合併後1年6カ月余)引き続き新市の議会議員として在任する。</p> <p>その後の一般選挙における議員定数は法定上限数(38人)とし、最初の一般選挙においては旧市町ごとに選挙区を設けるが、選挙区ごとの定数は合併時までに調整する。</p> <p>なお、2回目以降の一般選挙における選挙区は、新市で協議する。</p> <p>また、報酬、費用弁償及び議会活動への交付金は、釧路市の制度に統合するが、在任特例期間中の議員の報酬は、釧路市選出議員は月額49万円、3町選出議員は月額25万円とする。</p>	<p>3市町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成19年4月30日まで(合併後1年6カ月余)引き続き新市の議会議員として在任する。</p> <p>新市の議員定数は34人とし、最初の一般選挙に限り旧市町ごとに選挙区を設けるが、選挙区ごとの定数は合併時までに調整する。</p> <p>また、報酬、費用弁償及び議会活動への交付金は、釧路市の制度に統合するが、在任特例期間中の議員の報酬は、釧路市選出議員は月額49万円、2町選出議員は月額25万円とする。</p>	<p>「4市町」を「3市町」に修正</p> <p>「その後の一般選挙における議員定数は法定上限数(38人)」を「新市の議員定数は34人」に、「においては」を「限りに」修正するとともに、「なお、2回目以降の一般選挙における選挙区は、新市で協議する。」を削除</p> <p>「3町」を「2町」に修正</p>	<p>、については、白糠町離脱による</p> <p>については、白糠町離脱を受けた再協議の結果、議員定数を34人とするとともに、最初の一般選挙に限り選挙区を設けることで調整が図られたため</p>	行財政	議会事務局